

指定更新時に他サービスとの指定有効期限を揃える場合等の取扱いについて

居宅サービス+介護予防サービス、(介護予防)福祉用具貸与+特定(介護予防)福祉用具販売等、指定を受けているが、それぞれの指定有効期限が異なっている場合に、事務手続きの簡略化のため、更新対象事業所と有効期限を揃えて更新することができます。(※県指定のサービスのみ対象)

例：同一事業所内で訪問看護と介護予防訪問看護のサービスの指定を受けているが、指定有効期限が異なっている。

訪問看護 指定有効期限：令和6年7月31日

介護予防訪問看護 指定有効期限：令和6年11月30日

→訪問看護の指定更新時に、介護予防訪問看護の指定を併せて更新することで、更新後の指定有効期限を両サービスとも令和12年7月31日に揃えることができる

同時更新を希望する場合、併せて更新するサービスに係る下記書類を提出してください。

1. 居宅サービスと介護予防サービスの有効期限を揃える場合

<提出書類>

- ・指定更新申請書(様式第1号の2)
- ・誓約書(居宅サービス…参考様式7、介護予防サービス…参考様式8)

2. (介護予防)福祉用具貸与と特定(介護予防)福祉用具販売の有効期限を揃える場合

<提出書類>

- ・指定更新申請書(様式第1号の2)
- ・付表(福祉用具貸与…第一号(十三)、特定福祉用具販売…第一号(十四))
- ・運営規程

3. 介護老人福祉施設の有効期限と(介護予防)短期入所生活介護の有効期限を揃える場合

<提出書類>

- ・指定更新申請書(様式第1号の2)
- ・付表(短期入所生活介護…第一号(九)、介護老人福祉施設…第一号(十五))
- ・運営規程
- ・平面図(※併設型の場合)
- ・誓約書(短期入所生活介護…参考様式7、介護老人福祉施設…参考様式12)

※介護老人福祉施設の指定を受けているが、空床利用型の短期入所生活介護の指定を受けていない場合、本体の介護老人福祉施設の更新時に以下の書類を提出することにより、空床利用型の短期入所生活介護の新規指定を受けることができます。

<提出書類>

- ・指定申請書(様式第1号)
- ・付表(第一号(九))
- ・運営規程